

早いもので新しい年を迎え10日目となりました。こんにちは! 室長の工藤です。

今年も毎週金曜日に配信のメールマガジン「あおもり歴史トリビア」をよろしくお願いいたしますします。

さて、新年1回目は藩政時代、湊町青森の町づくりがほぼ完了した頃の青森湊からの物資の移出入の一端を知ることができる判紙(移出入許可証)請求状(申請書)を紹介します。寛文10年(1670)3月に弘前藩庁が青森沖横目(=湊での移出入管理や役銀を徴収する役人)に宛てた覚書には、青森湊から移出する米にはこの判紙に記された内容に誤りがないか厳重に検査するようにと記されています。青森湊からの移出品のなかで、米は重要なものであったことが示唆されます。

ここで、判紙請求状の方に目をやると、米の運送は主に弁財船で行われていたことが分かります。弁財船は少人数での操船が可能で、帆走性能も比較的好かったため、江戸時代のみならず明治時代に入っても使用された船であるといえます。そして、この弁財船に米を積み込み、その行き先の多くは津軽海峡の向こうの松前でした。

とくに、1650年代の判紙には「先年より南部へハ御法度ニ而不参候、松前へ売買ニ参候」という文言が常とう句的に用いられています。「南部」とは具体的には田名部(現むつ市)であるとみられ、松前と田名部は津軽米の市場であったものの、盛岡藩領である田名部への売り払いは禁じられていたようです。

また、青森湊から松前へ米を積み出す理由もさまざまで、船頭が松前へ商売に出かけたり、小知行(新田開発を許可された小禄の家臣)の米をまとめて松前へ売り払うケースなどがありました。具体例をひとつあげると、寛文3年10月18日付の判紙請求状では、荷運びを命じられ江戸を往復した葛西十左衛門が、その旅費を清算するために俸給に相当する知行米を松前に売り払らおうとしていることが分かります。葛西はまさに小知行の者と考えられ、この江戸往復は小知行が藩に対して負担する「江戸登」であったとみられます。

小知行による米の売り払い先は松前のほかにも、最大の市場でもある上方へ求めるケースもありました。一方、青森湊から出船して江戸での売り払いを求める事例は、現存する判紙請求状からは確認できません。これは単に資料が発見されていないことによるのか、江戸へ向かう航路の問題なのか、理由は分かりません。ただ、多くを松前に振り向けているのは、小禄の小知行にとっては運賃が安く済み、米の生産がほとんどない松前・蝦夷地に市場としての魅力を感じていたのでしょう。



弁財船の一種「北前船」の模型
(あおもり北のまほろば歴史館)